

入札説明書

(平成28年度自動車運行管理業務の調達)

公正取引委員会事務総局官房総務課会計室

目 次

- 1 支出負担行為担当官の氏名及びその所属する部局の名称並びに所在地
- 2 競争入札に付する事項
- 3 競争の方法
- 4 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
- 5 入札書等の提出場所、契約条項を示す場所及び入札説明書を交付する場所
- 6 入札書等の提出期限
- 7 開札の日時及び場所
- 8 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
- 9 入札保証金及び契約保証金
- 10 入札
- 11 入札の無効
- 12 開札
- 13 契約書作成の要否及び契約条項
- 14 落札者の決定方法
- 15 再度入札
- 16 その他
- 17 問い合わせ先

様式 1	入札書	様式 2	委任状
様式 3	契約書（案）		
別 記	暴力団排除に関する誓約事項		
別 添	仕様書		

入 札 説 明 書

公正取引委員会において行う「平成２８年度自動車運行管理業務の調達」に係る一般競争入札は、下記のとおりとする。

記

１ 支出負担行為担当官の氏名及び所属する部局の名称並びに所在地

- (1) 支出負担行為担当官 公正取引委員会事務総局官房総務課会計室長 小菅 英夫
- (2) 所属する部局 公正取引委員会事務総局
- (3) 所在地 〒100-8987 東京都千代田区霞が関１－１－１
中央合同庁舎第６号館Ｂ棟

２ 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 平成２８年度自動車運行管理業務の調達
- (2) 業務内容等 別添仕様書のとおり
- (3) 契約期間 平成２８年４月１日から平成２９年３月３１日
- (4) 納入場所 別添仕様書のとおり

３ 競争の方法

一般競争入札による。

４ 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成２５・２６・２７年度における内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」にお

いて「A」，「B」，「C」又は「D」等級に格付けされた関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

(4) 別添仕様書「4 請負者に求められる条件」に記載の条件を満たしている者であること。

(5) 内閣府における物品等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

5 入札書等の提出場所，契約条項を示す場所及び入札説明書を交付する場所

〒100-8987 東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟14階
公正取引委員会事務総局官房総務課会計室用度係

6 適合証明書等及び入札書の提出期限（郵送による場合も含む。）

(1) 適合証明書等の提出期限

入札に参加しようとする者は，当該入札に先立ち，仕様書に基づいて適合証明書等を作成し，平成28年3月29日（火）午前9時までに前記5に示す場所に提出しなければならない。

なお，提出期限までに適合証明書等を提出しない者の入札への参加は認めない。

適合証明書等の提出後，審査の結果，適合証明書等を提出した者が適切に当該入札に係る業務を遂行できないと判断した場合は，当該入札への参加を認めないこととする。この場合，平成28年3月29日（火）午前10時までに，入札参加者として認めない理由を付して適合証明書等を提出した者に通知する。

(2) 入札書の提出期限

平成28年3月29日（火）午前9時

電子調達システム（政府電子調達（GEP S））の電子入札機能による入札の場合には，上記日時までに当該システムに定める手続に従い，入札書を提出しなければならない。

通信状況により執行時刻までに電子調達システム（政府電子調達（GEP S））に入札

書が到着しない場合があるので、余裕を持って入札すること。

なお、システムの仕組み上、入札書を電子調達システム（政府電子調達（G E P S））の電子入札機能を用いて提出する場合には、当該システムで定める証明書等提出手続により証明書等を提出する必要があるので注意すること。この場合、後記１０（１２）の諸条件を全て満たした業務の提供を証明する書類をシステムを利用して提出することとする。

証明書等の合否判定が終了しないとシステム上に入札書の登録ボタンが表示されないの
で、公正取引委員会から合格判定を受け取った後、システムに入札書を登録すること。

7 開札の日時及び場所

平成２８年３月２９日（火）午前１０時

公正取引委員会事務総局 官房第２会議室（１１階）

（ただし、場所を変更することがある。）

8 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

9 入札保証金及び契約保証金

免除する。

10 入札

- (1) 入札参加者は、入札公告及びこの入札説明書、仕様書並びに様式３の契約書（案）を熟読の上、入札しなければならない。

この場合において入札説明書等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

また、電子調達システム（政府電子調達（G E P S））の電子入札機能による入札参加者は、電子調達システム操作マニュアルを熟読の上、入札すること。

入札後、これらについて不明な点があったことを理由として異議を申し立てることは

できない。

- (2) 電子調達システム（政府電子調達（G E P S））の電子入札機能による入札により難しい入札参加者は、様式１の入札書を作成し、直接又は郵便（書留郵便に限る。）により提出しなければならない。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

- (3) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８パーセントに相当する金額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった価格の１０８分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

- (4) 入札参加者の入札金額は、様式１の入札書（別紙も含む）に従い記入すること。

- (5) 入札参加者は、入札書に次に掲げる事項を記載して、入札書及び入札書別紙を同封して封印の上、前記６に示した日時までに入札箱に投函しなければならない（封筒の中には入札書以外のものを入れないこと。）。

① 入札金額

② 入札件名

③ 入札者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号並びに代表者の氏名）及び押印

④ 入札参加者が代理人をして入札させるときは、代理人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号並びに代表者の氏名）及び押印

- (6) 書留郵便をもって入札書を提出する場合は、二重封筒とし、封筒表に「入札書在中」の旨を朱書し、中封筒に入札件名及び入札日時を記載し、支出負担行為担当官宛てに親展により上記６（２）の入札書の提出期限までに提出しなければならない。

- (7) 入札参加者は、代理人をして入札するとき、その委任状（様式２）を提出しなければならない。

ただし、電子調達システム（政府電子調達（G E P S））の電子入札機能により入札をする場合は、当該システムで定める委任の手続をすることとし、入札までに手続を終了しておかなければならない。

また、紙による入札を行う場合、委任状には、後記 1 4（2）により電子くじを行う場合に使用する電子くじ番号（任意の 3 桁の数字）も記載すること。

(8) 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に係る他の入札参加者の代理をすることができない。

(9) 入札参加者は、提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。

(10) 入札参加者は、入札書の提出（電子調達システム（政府電子調達（G E P S））の電子入札機能により入札した場合を含む。）をもって暴力団排除に関する誓約事項（別記）に誓約したものとする。また、代理人をして入札した場合においても同様とする。

(11) 入札参加者は、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを平成 2 8 年 3 月 2 9 日（火）午前 9 時までに前記 5 に示した場所に提出しなければならない。ただし、電子調達システム（政府電子調達（G E P S））の電子入札機能により入札をする場合は、当該システムで定める申請・承認の手続をすることでこれに代えることができる。

(12) 本入札物件に、低入札価格調査に係る調査基準額が設定されている場合には、次のとおりとする。

① 入札締切り後開札までの間に、入札参加者に対して、当該物件には調査基準額が設定されている旨通知する。

② 低入札価格での入札が行われた場合には、全入札参加者及び立会者に対して本入札を保留とする旨通知し、後日、必要な調査を実施した上で落札者を決定し、文書により通知する。

③ 低価格入札者は、最低価格入札者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。

④ 低価格入札者は、支出負担行為担当官による事後の調査（資料の提出及び事情聴取）に協力し、迅速に対応すること。

11 入札の無効

次の各号の一に該当する入札書は無効とする。

- (1) 入札公告に示した入札参加に必要な資格のない者が提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者が提出した入札書
- (2) 委任状を提出しない代理人が提出した入札書
- (3) 前記10(5)に掲げる事項の記載のない入札書
- (4) 金額を訂正した入札書で、その訂正について訂正印のないもの
- (5) 誤字・脱字等により意思表示が不明確な入札書
- (6) 明らかに連合によると認められる入札書
- (7) 同一の入札について、2通以上提出された入札書
- (8) 前記10(8)に違反した入札書
- (9) 入札公告に示した日時までに到着しない入札書
- (10) 入札公告により一般競争参加資格審査申請書を提出した者が、競争に参加する者に必要な資格を有するものと認められることを条件に、あらかじめ入札書を提出した場合において、当該入札者に係る審査が開札日時までに終了しないとき又は入札資格を有するものと認められなかったときの入札書

12 開札

- (1) 開札は、入札参加者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札参加者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない公正取引委員会事務総局の職員を立ち合わせて行う。

なお、電子調達システム（政府電子調達（GEP S））の電子入札機能による入札参加者の立会いは不要であるが、開札時刻には当該システムを利用している端末の前で待機することとする。

- (2) 入札参加者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはでき

ない。

13 契約書作成の要否及び契約条項

- (1) 契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 契約条項は、様式3の契約書（案）のとおりとする。
- (3) 本件の契約成立日は平成28年4月1日とする。ただし、平成28年度予算成立が4月2日以降となった場合は、当該予算成立の日とする。

14 落札者の決定方法

- (1) 予算決算及び会計令第79条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

ただし、低入札価格調査に係る調査基準額が設定されていて、低入札価格での入札が行われた場合には前記10（12）のとおりとする。

- (2) 前記(1)の場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子調達システム（政府電子調達（G E P S））の電子くじ機能によりくじ引きを行い落札者を決定する。紙による入札を行った入札者がある場合でも、くじ引きは電子くじ機能を使用して行うので、前記10（7）のとおり委任状には必ず電子くじ番号（任意の3桁の数字）を記載すること。

15 再度入札

開札した場合において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。再度の入札は最大2回まで行う。

なお、電子調達システム（政府電子調達（G E P S））においては、再入札通知書により再入札の時刻を示し、再入札を行うものとする。

16 その他

- (1) 落札者は、落札後速やかに入札金額の内訳書（種類別の単価及び金額）を作成し、支出負担行為担当官宛てに提出すること。
- (2) 入札参加業者名、入札金額については、電子調達システム（政府電子調達（G E P S））上で公表することとする。
- (3) 不明な点は下記 17 に問い合わせることとし、電子調達システム（政府電子調達（G E P S））の質問回答機能は使用しないこと。

17 問い合わせ先

(1) 入札手続関係

公正取引委員会事務総局官房総務課会計室用度係

電話：03-3581-5742

(2) 仕様関係（前記 6（1）の適合証明書等の提出についてもこちら）

公正取引委員会事務総局官房人事課総括係

電話：03-3581-5475

(3) 電子調達システム（政府電子調達（G E P S））については、電子調達システムヘルプデスク

電話：0570-014-889（ナビダイヤル）

017-731-3177（IP 電話等をご利用の場合）

（受付時間：平日 8：30～18：30）

URL：http://www.geps.go.jp/contact_us

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について入札書又は見積書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、公正取引委員会の求めに應じて当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報警察に提供することについて同意します。

記

1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。

3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

(様式 1)

入 札 書

平成 年 月 日

支出負擔行為担当官

公正取引委員会事務総局

官房総務課会計室長 小菅 英夫 殿

所在地

事業者名

代表者名

印

代理人氏名

印

下記のとおり入札します。

記

- 1 入札件名 平成28年度自動車運行管理業務の調達
- 2 入札金額 ￥ 円（数量一式）
- 上記金額は、別紙「入札金額内訳」の①から⑤までの合計額となる。
- 3 契約条件 契約書・仕様書その他一切貴殿の指示のとおりとする。

以 上

入札金額内訳

1 基本管理料「8 時 30 分から 17 時 15 分まで」

1 台あたり月額 金 円×8 台×12 (4 月～3 月)計 = 金 円・・・①

2 時間外運行管理料等

(1) 時間外運行管理料等

- ① 時間外運行管理「5 時から 8 時 30 分まで」及び「17 時 15 分から 22 時まで」の間

1 台当たりの時間費用

金 円×8 台×450 時間計 = 金 円・・・②

- ② 深夜時間外運行管理「22 時から翌日 5 時まで」の間の業務延長分

1 台当たりの時間費用

金 円×8 台×20 時間計 = 金 円・・・③

(2) 休日運行管理料等

- ① 休日運行管理「5 時から 22 時まで」の間

1 台当たりの時間費用

金 円×8 台×30 時間計 = 金 円・・・④

- ② 深夜休日運行管理「22 時から翌日 5 時まで」の間の業務延長分

1 台当たりの時間費用

金 円×8 台×1 時間計 = 金 円・・・⑤

(様式2)

委任状

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

公正取引委員会事務総局

官房総務課会計室長 小菅 英夫 殿

所在地

事業者名

代表者名

印

代理人

所在地

役職名

氏名

印

当社は、_____を代理人と定め、下記権限を委任します。

記

1 委任事項 平成28年度自動車運行管理業務の調達の入札及び見積りに関する一切の権限

2 委任期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

3 電子くじ番号

--	--	--

以上

契 約 書 (案)

支出負担行為担当官公正取引委員会事務総局官房総務課会計室長小菅英夫（以下「甲」という。）及び同法務省大臣官房会計課長小出邦夫（以下「乙」という。）と【事業者名，役職，代表者名】（以下「丙」という。）とは，平成 28 年度自動車運行管理業務に係る請負契約を締結する。

(目的)

第 1 条 本契約は，丙が別添仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき，甲及び乙が丙に管理させる車両（以下「管理車両」という。）の自動車運行管理業務（以下「業務」という。）を行い，甲及び乙が丙にその対価を支払うことを目的とする。

(契約金額等)

第 2 条 契約件名及び契約金額等は，次のとおりである。

- (1) 件名 平成 28 年度自動車運行管理業務
- (2) 契約金額 別紙のとおり

消費税額及び地方消費税額は，消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 28 条第 1 項及び第 29 条の規定並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき，算出した額である。

- (3) 仕様・規格・数量 別添仕様書のとおり
- (4) 契約期間 平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日
- (5) 契約保証金 全額免除

(権利義務譲渡の禁止)

第 3 条 丙は，本契約によって生ずる権利の全部又は一部を第三者に譲渡し，又は承継させてはならない。ただし，事前に甲及び乙の承諾を得た場合若しくは信用保証協会，中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の 3 に規定する金融機関，資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号）第 2 条第 3 項に規定する特定目的会社（以下「特定目的会社」という。）又は信託業法（平成 16 年法律第 154 号）第 2 条第 2 項に規定する信託会社（以下「信託会社」という。）に対して債権を譲渡する場合にあっては，この限り

ではない。

- 2 丙が本契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、丙が前項ただし書に基づいて、特定目的会社又は信託会社（以下「丁」という。）に債権の譲渡を行い、丙が甲及び乙に対し、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 467 条若しくは動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成 10 年法律第 104 号）第 4 条第 2 項に規定する通知又は承諾の依頼を行った場合にあっては、甲及び乙は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。

- 一 甲及び乙は、丙に対して有する請求債権について、譲渡対象債権金額と相殺し、又は譲渡債権金額を軽減する権利を保留すること。

- 二 丁は、譲渡対象債権を第 1 項ただし書に掲げる者以外の者に譲渡し、又はこれに質権を設定し、その他債権の帰属及び行使を害すべきことはできないこと。

- 三 甲及び乙は、債権譲渡後も、丙との協議のみにより、納地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、丁は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、専ら丙と丁の間において解決されなければならないこと。

- 3 第 1 項ただし書に基づいて丙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲及び乙が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 42 条 2 の規定に基づき、同令に定めるセンター支出官に対して支出の決定の通知を行った時に生ずるものとする。

（一括委任又は下請けの禁止）

第 4 条 丙は、本契約の全部若しくは大部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、丙があらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性等のほか甲又は乙が求める事項について記載した書面を提出し、甲又は乙の承認を得た場合は、この限りではない。

- 2 丙は、本契約の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う再委託者の行為について、甲及び乙に対して全ての責任を負うものとする。

- 3 丙は、本契約の一部を再委託するときは、本契約を遵守するために必要な事項について、本契約書を準用して再委託者と約定しなければならない。

（管理車両運行管理実施要領）

第5条 丙は、仕様書の別紙4「管理車両運行管理実施要領」に基づき、管理車両の運行管理を行うものとする。

（仕様書の疑義）

第6条 丙は、仕様書に疑義がある場合は、速やかに甲及び乙に通知し、その指示を受けなければならない。

（基本運行管理料）

第7条 甲又は乙は丙に対し、丙が毎月1日から末日までに行う本件業務に対し、管理車両1台について、本契約書別紙に定める基本運行管理料を支払うものとする。

なお、運行管理責任者及び運行管理副責任者の配置に係る費用は、基本運行管理料に含まれるものとする。

2 基本運行管理料は、本契約書別紙に定める基本運行管理時間に行われる運行管理業務に対して支払われるものとし、管理車両に係る法令に定める点検整備（自動車継続検査及び法定点検）時に必要な諸費用（検査及び点検に要する費用、重量税、自動車税、自動車損害賠償責任保険料、検査登録印紙代等）は含まない。

3 1か月において、本件業務が行われた日がその月の甲又は乙の開庁日に満たない場合には、その月の運行管理料は、その月に本件業務が行われた日数に基本運行管理料の20分の1相当額を乗じた金額とする。ただし、基本運行管理時間以外に行われた運行管理業務に係る運行管理料は、別途、実績に基づいて支払うものとする。

4 1か月において、丙がその責めに帰すべき事由により本件業務を遂行できない日があった場合には、甲又は乙は、その日数に基本運行管理料の20分の1相当額を乗じた金額を基本運行管理料から控除した金額を丙に支払うものとし、その余の損害を請求しないものとする。

（時間外運行管理料）

第8条 基本運行管理時間外に丙が行った本件業務については、時間外運行管理として、甲又は乙は丙に対し、本契約書別紙に定める時間外運行管理料を支払う。

2 時間外運行管理の時間は、管理車両の運転前点検から管理車両の運転後点検及び清掃終了までの時間から基本運行管理時間を控除した時間とする。時

間外運行管理料の計算は分単位とする。

- 3 22時から翌日5時までの間は深夜時間外運行管理とする。深夜時間外運行管理の時間の計算は実稼働時間とし、本契約書別紙に定める深夜時間外運行管理料を支払う。深夜時間外運行管理料の算定方法は、前項の時間外運行管理料と同様とする。

(休日運行管理料)

第9条 甲又は乙の閉庁日に行われる本件業務は休日運行管理とし、甲又は乙は丙に対し、本契約書別紙に定める休日運行管理料を支払う。

- 2 22時から翌日5時までの間は深夜休日運行管理とする。深夜休日運行管理の時間の計算は実稼働時間とし、本契約書別紙に定める深夜休日運行管理料を支払う。深夜休日運行管理料の算定方法は、前条第2項と同様とする。

(雑費)

第10条 丙が管理車両の管理中に利用する有料高速道路、有料駐車場、フェリーボート及びその他施設に対する費用は、甲又は乙の負担とする。

(検査)

第11条 丙は、本件業務の完了に当たり、仕様書に定める運行管理日報を作成して仕様書に定める方法により甲又は乙に提出し、検査を受けなければならない。

- 2 丙は、本件業務を完了するときは、文書をもってその旨を甲及び乙に通知するものとする。
- 3 甲及び乙は、前項の通知を受けた場合は、速やかに検査を行い、その結果を丙に通知するものとする。
- 4 本件業務の検査を受けるのに必要な費用は、全て丙の負担とする。

(運行管理料の支払)

第12条 甲又は乙は、第7条、第8条及び第9条の運行管理料並びに本件業務の遂行に必要な経費のうち甲又は乙が負担することとされている費用のうち丙が立て替えた分については、丙が毎月末日締切りの請求書を甲又は乙に提出し、甲又は乙は、丙から適法な支払請求書を受領した日から30日以内に丙が指定する口座に振り込むものとする。

なお、送金手数料は甲又は乙の負担とする。

- 2 甲及び乙は、前条に規定する期間内に当該代金を支払わないときは、丙に対

し約定の支払期日到来の翌日から支払日までの日数に応じ、年 2.8 パーセントの割合で算出した遅延利息を支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払を行わないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

（管理車両の維持に関する費用）

第13条 管理車両の運行及び維持管理に関する費用の負担は、仕様書によるものとする。

- 2 甲及び乙は、契約期間中に、管理車両について法令に定める点検整備（自動車継続車検及び法定点検）を行う必要がある場合には、所要の点検整備を行うものとし、その期間中に代替車両を必要とする場合には、甲及び乙の負担において丙が手配するものとする。

（管理車両の引渡し及び保管）

第14条 車両の引渡日は、管理車両については管理期間の初日、臨時管理車両については、甲又は乙が要請した管理期間の初日とし、車両の引渡場所は、甲又は乙が指定する場所とする。引渡しに当たっては、甲又は乙並びに丙が当該車両の現状確認を行い、書面により相互に確認するものとする。

- 2 管理車両の保管場所及び保管方法は、仕様書に定めるとおりとする。

（管理車両の変更）

第15条 甲又は乙は、管理車両を変更しようとする場合には、あらかじめ丙に通知しなければならない。

（管理車両の減少）

第16条 甲又は乙が、契約期間の途中で仕様書に定める管理車両の台数の減少（以下「減車」という。）を行おうとする場合には、減車を行おうとする2か月前までに、その旨を書面により予告することにより、減車を行うことができるものとする。

（危険負担）

第17条 甲乙丙の責めに帰すことができない理由により、本件業務を完了することができなくなった場合は、丙は本件業務の完了の義務を免れるものとし、甲

及び乙はその代金の支払を免れるものとする。

- 2 甲又は乙の責めに帰すべき理由により、本件業務を完了することができなくなった場合は、丙は本件業務の義務を免れるものとし、甲又は乙は丙に代金（丙が納入の義務を免れたことによって得た利益に相当する金額を除く。）を支払うものとする。
- 3 前項の場合において、丙が保険金、損害賠償その他の代償又はそのような代償の請求権を取得したときは、甲及び乙はその価額の限度で代金の支払義務を免れる。

（甲又は乙の解除権）

第18条 甲又は乙は、丙が次の各号の一に該当するときは、本契約を解除することができる。

- 一 丙の責めに帰すべき理由により、丙が履行期限までに本件業務を完了しなかった場合。
 - 二 丙の責めに帰すべき理由により、丙が本件業務を完了することができなくなった場合。
 - 三 丙が契約上の義務に違反したことによって、本契約の目的を達することができなくなった場合。
 - 四 本契約の履行について、丙及び丙の使用者に不正行為があった場合。
- 2 甲又は乙は、前項に定める場合のほか、甲又は乙の都合により必要がある場合には、本契約の全部又は一部を解除することができる。

（丙の解除権）

第19条 丙は、甲又は乙がその責めに帰すべき理由により契約上の義務に違反した場合には、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

（違約金）

第20条 甲又は乙は、第18条第1項の規定により、本契約の全部又は一部を解除した場合には、代金（一部解除の場合は、解除部分に相当する金額）の100分の10に相当する金額を丙から違約金として徴収するものとする。

- 2 前項の規定は、甲又は乙に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲又は乙がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(損害賠償)

第21条 甲又は乙は、第18条第2項の規定により、本契約の全部又は一部を解除した場合には、丙の請求により丙に生じた損害を賠償しなければならない。ただし、丙が履行期限までに完了しなかったことにより契約を解除した場合には、この限りではない。

2 第19条の規定による本契約の全部又は一部の解除は、丙に生じた実際の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 前2項に規定する損害賠償の請求は、解除の日から30日以内に文書により行わなければならない。

第22条 丙は、本件業務の遂行中に、丙の責めに帰すべき事由により甲又は乙並びに第三者に損害を与えた場合には、賠償の責任を負う。

2 前項に規定する損害のうち、甲又は乙に対する賠償額については、甲又は乙並びに丙協議の上で定めることとし、第三者に対する賠償については、丙の責任において解決するものとする。

(秘密の保全)

第23条 丙は、本契約の履行に当たり知り得た甲及び乙の秘密に属する事項を他に漏らしてはならない。本契約の終了又は解除後も同様とする。

2 丙は、運行管理責任者、運行管理副責任者及び運行管理者を十分に教育し、甲又は乙の秘密に属する事項の漏えい防止を厳守させるものとする。

(善管注意義務)

第24条 丙は、本件業務を遂行するに当たっては、関係諸法令を守り、自ら業務計画を立案し、運行管理責任者、運行管理副責任者及び運行管理者を適正に配置して教育指導を行うとともに、これらの者による本件業務の遂行状況を監督し、本契約の趣旨に従い善良な管理者の注意義務をもって本件業務を遂行しなければならない。

(法令上の責任)

第25条 丙は、運行管理責任者、運行管理副責任者及び運行管理者の使用者として、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、職業安定法（昭和22

年 141 号) 及び労働・社会保険関連諸法令を遵守し、責任を持って労務管理を行うものとする。

(談合等の不正行為による契約の解除)

第26条 甲又は乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

一 丙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に、又は丙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、次のイからハまでのいずれかに該当することとなったとき。

イ 公正取引委員会が独占禁止法第7条第1項若しくは第2項又は第8条の2第1項若しくは第2項の規定に基づく排除措置命令を行い、確定したとき。

ロ 公正取引委員会が独占禁止法第7条の2第1項又は第8条の3の規定に基づく課徴金納付命令を行い、確定したとき。

ハ 独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があったとき。

二 丙(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。次号において同じ。)の独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

三 丙の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は第198条に規定する刑が確定したとき。

2 丙は、本契約に関して、前項の各号の一に該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲及び乙に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第27条 丙は、本契約に関し、前条第1項の各号の一に該当するときは、甲及び乙が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲及び乙が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、甲及び乙の請求に基づき、契約金額(契約締結後に契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額。単価契約の場合においては契約期間全体の支払総金額。)の100分の10に相当する額を違約金として甲及び乙が指定する期日内に支払わなければならない。

2 前項の規定は、本契約の履行が完了した後も適用するものとする。

- 3 第1項に規定する場合において、丙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲及び乙は、丙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、丙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 4 第1項の規定は、甲及び乙に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の金額を超える場合において、甲及び乙がその超える分について丙に対して損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 5 丙が、第1項の違約金及び前項の損害賠償金を甲及び乙が指定する期間内に支払わないときは、丙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲及び乙に支払わなければならない。

(属性要件に基づく契約解除)

第28条 甲及び乙は、丙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第29条 甲及び乙は、丙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 暴力的な要求行為
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 四 偽計又は威力を用いて甲及び乙の業務を妨害する行為
- 五 その他前各号に準ずる行為

（表明確約）

第30条 丙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来においても該当しないことを確約する。

- 2 丙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに丙、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

（下請契約等に関する契約解除）

第31条 丙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲及び乙は、丙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償等）

第32条 甲及び乙は、第28条、第29条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより丙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 丙は、甲及び乙が第28条、第29条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲及び乙に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

3 甲及び乙は、第28条、第29条及び前条第2項の規定により本契約の全部又は一部を解除した場合は、契約金額（一部解除の場合は、解除部分に相当する金額）の100分の10の金額を乙から違約金として徴収するものとする。

4 前項の規定は、甲及び乙に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲及び乙がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（不当介入に関する通報・報告）

第33条 丙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治活動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲及び乙に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（規律及び風紀の維持）

第34条 丙は、運行管理者の教育指導に万全を期し、規律及び風紀の維持に責任を負い、秩序ある本件業務の実施に努め、甲及び乙の信用を維持し、甲及び乙に対し迷惑を及ぼしてはならない。

（協議）

第35条 本契約書に関し疑義を生じたとき、又は本契約書に明記していない事項については、その都度甲乙丙協議の上決定するものとする。

（裁判管轄）

第36条 本契約書に関する訴えは、東京地方裁判所の管轄に属するものとする。

上記契約の証として、契約書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自1通を所有する。

平成28年4月1日

甲 東京都千代田区霞が関一丁目1番1号
支出負担行為担当官

公正取引委員会事務総局

官房総務課会計室長 小菅 英夫 印

乙 東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

支出負担行為担当官

法務省大臣官房会計課長 小出 邦夫 印

丙 住所

事業者名

役職，代表者名

仕 様 書

1 件 名

平成28年度自動車運行管理業務

2 契約期間及び時間

- (1) 契約期間 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間
- (2) 自動車運行管理業務（以下「運行管理業務」という。）を行う日 行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に定める休日を除く毎日
- (3) 運行管理業務従事時間 8時30分から17時15分まで
- (4) 時間外運行管理等 公正取引委員会事務総局官房人事課長及び法務省大臣官房会計課長（以下「運行業務責任者」という。）は、必要と認めた場合には、請負者に対し、上記(2)に定める日及び(3)に定める時間以外に運行管理業務（以下「時間外運行管理等」という。時間外運行管理等の年間予定時間は別添のとおり）を行わせることができる。

なお、業務を深夜まで行った場合の帰宅に要する費用は、請負者の負担とする。

3 業務の内容

(1) 運行管理業務の内容

運行管理業務の内容は次のとおりとする。

- ア 管理車両の運行計画の企画及び立案
- イ 管理車両の運転
- ウ 管理車両の保全管理（日常点検、整備、清掃、簡単な修理、管理記録の作成等）
- エ 管理車両へのガソリンの給油
- オ 運行管理業務の遂行に必要な消耗品の購入並びに備品の管理及び補充
- カ 管理車両による事故の処理に関する手続等全般
- キ 管理車両に係る自動車任意保険への加入及びこれに付随する手続等全般。

なお、管理車両に付保する任意保険の条件は、次の内容以上とすること。

- ・ 車 両 保 険：時価相当
- ・ 対 人 補 償：無制限
- ・ 対 物 補 償：無制限
- ・ 搭乗者傷害補償：2,000万円

ク 自動車損害賠償責任保険等の事務手続代行

ケ その他の事項

- (ア) ガソリンの給油、オイルエレメント及びエンジンオイルの交換並びに備品の管理及び補充に要する費用は運行業務責任者の負担とする。なお、ガソリンの給油並びにオイルエレメント及びエンジンオイルの交換は、運行業務責任者が指定する場所及び方法で行うものとする。
- (イ) 運行管理業務の遂行に必要な消耗品の購入に関する費用については、請負者の負担とする。ただし、運行業務責任者が必要と認めた消耗品・備品（別紙1に記載するもの

を除く)については運行業務責任者が請負者に支給する。

(ウ) 管理車両に係る自動車任意保険への加入に要する費用は、請負者の負担とする。

(2) 管理車両

ア 管理車両は次のとおりとする。

なお、契約期間開始までに又は契約期間中に変更する場合がある。

	運行業務責任者	車種及び年式	総排気量
1	公正取引委員会 事務総局官房人 事課長	ホンダアコード 平成27年式	2,000CC
2	同上	トヨタクラウン 平成15年式	2,000CC
3	同上	トヨタプリウス 平成25年式	1,800CC
4	同上	トヨタクラウン 平成15年式	2,000CC
5	同上	トヨタプレミオ 平成15年式	1,800CC
6	同上	トヨタクラウン 平成16年式	2,000CC
7	法務省大臣官房 会計課長	ホンダシビック 平成22年式	1,330CC
8	同上	同上	同上
(8)	同上 (予備)	日野リエッセⅡ (マイクロバス) 平成21年式	4,000CC
(8)	同上 (予備)	日産セレナ 平成14年式	1,990CC
(8)	同上 (予備)	日産セレナ 平成16年式	1,990CC

(「(予備)」については、特定の車両管理者を定めず、必要がある場合、運行業務責任者の指示を受けて、運行管理者が運行するものである。)

イ 管理車両の保管場所は、中央合同庁舎第6号館A棟地下とし、保管に要する費用は運行業務責任者が負担する。

(3) 管理車両の運転等を行う者について

請負者は、前記の管理車両の運行管理業務を行うため、各運行業務責任者の下に管理車両1台当たり1名(予備車を除く)の運行管理者を配置するものとする。

4 請負者に求められる条件

請負者に求められる条件は次のとおりである。

なお、本件に係る入札への参加についての可否は、これら条件を満たしているかどうかにより判断するものとする。

(1) 運行管理業務を安全かつ適正に遂行することができるよう、本件入札の開札日時点において次の条件に該当する運行管理業務を行う運行管理者を各運行業務責任者の下に配置できること。

ア 原則として、契約期間終了時の年齢が満65歳以下である者

イ 契約期間開始日から過去1年以内に健康診断を受診し、乗用車の運転に支障がないと認められた者

ウ 原則として、東京都区内での乗用車運転業務の従事歴が3年以上ある者。また、送迎が想定される成田空港、羽田空港、主要ターミナル駅等への行き方、ゲート・駐車場など空港、駅等の構造について把握している者

エ 職員などに礼節をもって接するための資質を有する者

オ 契約期間開始日から過去3年以内に自動車運転免許停止以上の行政処分を受けていない者

カ 自動車に関する用語、自動車の基本的な構造に関する知識を有し、管理車両に係る軽微な支障については自ら解決又は原因の把握を行うことができる者

キ 自動車に搭載されたカーエアコン、カーナビゲーション等の機器を適切に操作し、カーナビゲーションを利用するなどして渋滞の回避等ができる者

ク 法務省大臣官房会計課長の下に置かれる運行管理者は大型自動車運転免許を有している者

(2) 次の事項について、運転手を雇用する際の採用基準を有すること又は雇用する際に確認していること。

ア 過去の自動車運転歴

イ 過去の事故歴、違反歴等

ウ 前記ア及びイの他の資格、適格性等

(3) 休日等にあっても、運行管理業務が遂行できる体制が確立されていること。

(4) 原則として、運行管理者は契約期間を通じて同一の者とする。ただし、やむを得ず運行管理者を変更する場合には、原則として、1か月前までに担当する運行業務責任者に変更を申請し承認を得ること。

なお、運転管理者の変更を行う場合には、上記(1)を満たすとともに運行管理業務に支障が生じないように引継ぎを十分に行うこと。

(5) 運行管理者が休務した場合、不測の事態が発生した場合等における代務の運行管理者の派遣体制が確立されていること。

(6) 運行管理業務中の事故への対応のための体制が確立されていること。

(7) 運行管理者の故意又は過失による管理車両の破損、故障等により管理車両を修理する必要がある場合には、請負者が修理のための費用を負担するとともに、修理期間中、請負者の負担により管理車両と同等以上の代替車両を用意すること。

(8) 運行管理者に対し、自動車の運行管理に関する社内教育・研修を定期的を実施し、かつ、過去1年以内に、運行管理者予定者に対し当該社内教育・研修を受講させていること。

(9) 契約期間開始日までに、運行管理者に対し、東京都千代田区に所在する中央官庁、立法機関の各施設、各政党の本部等の配置について、研修等により教育を行うなど、業務の遂行が滞らないよう適切な措置が採られていること。

(10) 指定する日までに、別紙2「適合証明書」、適合証明書に規定する前記の各要件を証明する書類の写し及び別紙3「運行管理者予定者名簿」を提出できること。

5 管理車両運行管理実施要領

- (1) 請負者は、別紙4「管理車両運行管理実施要領」（以下「実施要領」という。）に基づき、運行管理業務を遂行する。
- (2) 請負者は、前記3(1)及び実施要領に規定する運行管理業務を行うため、各運行業務責任者の下に置く運行管理責任者、運行管理副責任者及び運行管理者を定め、委託期間開始日2週間前までに、名簿を提出する。
- (3) 運行管理責任者は、運行管理業務を総合的に担当し、各運行業務責任者から、運行管理業務に関し文書又は口頭で指示を受け、運行管理者の指揮監督に当たり、必要な指示を行う。
- (4) 運行管理副責任者は、運行管理責任者の補佐の任に当たるものとする。
- (5) 運行管理責任者は、運行管理業務の遂行に支障のない限り、運行管理者と兼任することを妨げない。
- (6) 運行管理責任者は、前記3(1)及び実施要領に規定する以外についても、適切な運行管理業務を実施するため必要とされる運行業務責任者の指示に従わなければならない。
- (7) 運行管理者は、運行管理責任者の指示の下、毎日の管理車両の管理状況について運行管理日報を作成し、運行管理責任者の確認の上で、各運行業務責任者が指定する日までに各運行業務責任者に提出する。

6 対価の支払

運行管理業務に係る対価の支払は、請負者からの月ごとの各運行業務責任者に対する請求に基づき行う。

7 過労運転等の防止

請負者は、運行管理者の健康状態の把握に努め、疾病、疲労等により運行管理業務を安全に遂行できないおそれがあると判断される場合には、運行管理業務をさせてはならない。この場合、請負者は速やかに代務の運行管理者を運行管理業務に当たらせ、運行管理業務に支障を来してはならない。

8 その他

- (1) 管理車両を運転する際に必要となる有料道路、有料駐車場、フェリーボートその他の諸施設の利用に要する費用は、各運行業務責任者が負担する。
- (2) 運行業務責任者は、契約期間内に、管理車両に法令に定める点検整備（自動車継続車検及び法定点検）を行う必要がある場合には、所要の点検整備を行うものとし、その期間中に代替車両が必要な場合には、各運行業務責任者の費用負担により請負者が手配するものとする。
- (3) 請負者は、運行管理業務の遂行中に事故等が発生した場合には、直ちにその旨を各運行業務責任者に報告し、協議の上でその処理を行うものとする。
- (4) 請負者は、契約期間中、請負者の責めに帰すべき事由により、運行管理者による管理車両の運行中における人身、対物及び管理車両自損の事故が発生した場合には、当該事故による損害に対する賠償責任を負い、かつ、これに伴う一切の費用を負担するものとする。

請負者が負担する管理車両の清掃及び日常点検に必要な消耗品

ワックス（ボディ用）

ワックス（タイヤ用）

ふき取りタオル

ガラスクリーナー

くもり止め

洗剤

消臭剤（車内用）

消臭・除菌剤（スプレータイプ）

バッテリー補充液

ウインドウォッシャー液

適 合 証 明 書

平成 2 8 年度自動車運行管理業務に係る仕様書に定める要件について、適合することを証明いたします。

平成 年 月 日

所在地：

会社名：

代表者：

印

要求事項	要求書類
本件入札の開札日時点において仕様書 4 (1) の条件に該当する運行管理者予定者を雇用し、かつ、これらの者から本件に係る運行管理業務を行う運行管理者を配置できること。	別紙 3 「運行管理者予定者名簿」、健康診断に関する書類（写し又は社内作成のもので可。以下同じ。）、業務歴を証明する書類、自動車安全運転センターが発行する運転記録証明書、自動車の基本的な構造等に関する知識等を習得させる研修等の受講実績に係る書類
仕様書 4 (2) に規定する事項について、運転手を雇用する際の採用基準を有すること又は雇用する際に確認していること。	採用基準等仕様書 4 (2) に規定する事項を記載した書類
運行管理業務を行う日以外及び運行管理業務従事時間外にあっても、運行管理業務が遂行できる体制が確立されていること。	体制が整備されていることを示す書類（体制を示す図、どのように対応するかなどの説明等）
運行管理業務中の事故への対応のための体制が確立されていること。	
運行管理者が休務した場合、不測の事態が発生した場合等における代務の運行管理者の派遣体制が確立されていること。	
運行管理者に対し、自動車の運行管理に関する社内教育・研修を定期的に実施し、かつ、過去 1 年以内に、運行管理者予定者に対し当該社内教育・研修を受講させていること。	教育・研修実績を証明する書類（社内作成のもので可）

運行管理者予定者名簿

No.	契約期間終了 時の満年齢	東京都区内運転 業務従事歴	中央省庁幹部等送迎 業務従事歴	請負者における本件公告入 札日までの運転手としての 雇用期間	過去 3 年以内の自動車運転 免許停止以上の行政処分歴 の有無	過去 1 年間の自動車の運行 管理に関する社内教育・研 修の受講歴
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

注 運行管理業務を行う者は、当該名簿から選定するものとする。

前記のとおり相違ありません。

平成 年 月 日

会社名：

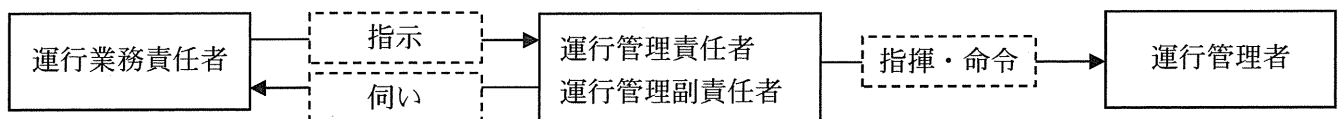
代表者名：

印

管理車両運行管理実施要領

平成 28 年度自動車運行管理契約に基づく管理車両運行管理要領は、以下のとおりとする。

- 1 運行管理者は、交通法規を遵守し、善良な管理者の注意をもって管理車両の運転、管理及び保管を行い、管理車両を運行管理業務以外の目的に使用してはならない。
- 2 管理車両の運行管理は、管理車両の運転前点検から管理車両の運転後点検及び清掃終了までとし、運行管理者は常に管理車両の清潔を保ち、適切なガソリンの給油又は簡易な修理若しくは調整を自ら行うなど、点検整備に努めなければならない。
- 3 運行管理責任者は、前項の運行管理が適切に行われるよう、毎月末日、管理車両の現状を確認しなければならない。
- 4 運行管理者は、運転中などに管理車両が故障して修理を要する場合又は救援を必要とする場合には、速やかにその旨を運行管理責任者に報告し、その指示を受けなければならない。
- 5 運行管理者は、管理車両の運転中に一時駐車する場合には、管理車両から離れてはならない。
ただし、やむを得ない事由により管理車両から離れる場合には、盗難及び損傷防止のための措置を講じなければならない。
- 6 運行管理者は、管理車両が盗難、破損又は損傷した場合には、直ちに最寄りの警察署又は交番に届け出るなど臨機の措置を採らなければならない。また、速やかにその旨を運行管理責任者に報告し、その指示を受けなければならない。
- 7 管理車両は、運転終了後直ちに運行業務責任者が指定する場所に格納しなければならない。管理車両を格納したときは、速やかに全ての扉を閉鎖かつ施錠して、盗難及び損傷防止のための措置を講じ、管理車両の鍵を保管場所に戻さなければならない。
- 8 運行管理者は、常に丁寧な言葉使い及び礼節ある態度を心掛け、身だしなみにも注意しなければならない。
- 9 運行業務責任者からの運行管理責任者に対する指示及び運行管理責任者からの運行管理者に対する業務の指揮・命令の順序は次のとおりとする。



時間外運行管理等の年間予定時間

1 時間外運行管理等

- ① 時間外運行管理「5時から8時30分及び17時15分から22時まで」の間の年間予定時間
1台当たり 450時間
- ② 深夜時間外運行管理「22時から翌日5時まで」の間の年間予定時間
1台当たり 20時間

2 休日運行管理等

- ① 休日運行管理「5時から22時まで」の間の年間予定時間
1台当たり 30時間
- ② 深夜休日運行管理「22時から翌日5時まで」の間の年間予定時間
1台当たり 1時間

- 3 時間外運行管理等の年間予定時間は、実際の時間外運行管理等の時間よりも増減することがあり、これについて請負者は異議を申し立てることができない。

